

1. 保護者（父、母）の状況をそれぞれひとつだけ選択して基本点数を算出します。

(ただし事由らに該当する場合は、病気等の程度、他者の援助の程度、保育可能の程度の項目からひとつずつ選択可。)

事由		細目		基本点数	父	母
1	被雇用	月あたりの就労時間	150時間以上	10		
			120時間以上	8		
			90時間以上	6		
			60時間以上	4		
2	中心者	月あたりの就労時間	150時間以上	10		
			120時間以上	8		
			90時間以上	6		
			60時間以上	4		
	協力者 (給与が支給されているものに限る。)	月あたりの就労時間	150時間以上	10		
			120時間以上	8		
			90時間以上	6		
			60時間以上	4		
協力者 (上記の協力者を除く。)	月あたりの就労時間	120時間以上	8			
		90時間以上	6			
		60時間以上	4			
3	内職	月あたりの就労時間	150時間以上	8		
			120時間以上	6		
			60時間以上	4		
4	妊娠・出産	妊娠・出産	10			
5	病気・疾病・障害 (入院以外の項目については該当する項目の基本点数を加算する(上限10点。))	病気等の程度	入院(1箇月以上見込まれるもの)	10		
			入院予定	7		
			日常生活や社会生活上の一定の制限	1		
		他者の援助の程度	要他者援助(部分的)	3		
			要他者援助(生活の大半)	4		
			要他者援助(常時介護)	5		
保育 possible の程度	保育不可能	5				
	部分保育可能	2				
6	同居親族の介護	介護等の程度	月120時間以上の常時介護・看護、週5日以上の通院・通所の付添い	8		
			月90時間以上の介護・看護、入院・通院・通所の付添い	6		
			上記2項目以外の介護・看護、入院・通院・通所の付添い	4		
7	災害復旧	災害(火災、風水害、地震等)の復旧に当たっている	10			
8	就学 (就学が通信教育又は在宅での就学の場合は基本点数から1点を減ずる。)	月あたりの就学の日数及び時間	月20日以上 かつ 日8時間以上	9		
			月15日以上 かつ 日6時間以上	7		
			月10日以上 かつ 日4時間以上	5		
			月5日以上 かつ 日2時間以上	3		
			上記未満の就学	1		
			通信教育または在宅で就学の場合	-1		
9	求職中	求職中	3			
10	父母いずれかが不存在	死亡、離婚、行方不明、未婚、拘禁等	11			
11	その他	その他社会福祉事務所長が必要と認めるもの(上記項目に準ずる。)	0~11			
合計					①	②

※保育を必要とする事由が育児休業である場合において転園を希望する場合は、上記に関わらず、当該育児休業を取得している保護者の基本点数を「4点」として取り扱うものとする。

基本点数 (①+②)

① + ② = **A** 点

★ただし、下記の社会的養護を必要とする事由に該当する場合は、基本点数は21点です。

(保護者が存在するが養育困難である場合、または保護者がともに不存在の場合)

事由	内容	基本点数
社会的養護を必要とする	保護者がともに不存在の場合	21
	社会福祉事務所長が、申込児童が虐待されている又はそのおそれがあると認める場合	
	社会福祉事務所長が、保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認める場合	

①、②の合計点に関わらず21点

2. 世帯の状況を選択して調整指数を算出します。（複数選択可）

事由		内容	指数	該当
1	社会的養護	社会福祉事務所長が申込児童が虐待されている又はそのおそれがあると認める場合 または 保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認める場合	30	
2	産前産後休業 又は 育児休業からの復帰	保護者が産前産後休業 または 育児休業から復帰する場合（毎年4月1日からの利用調整のみ、保護者が前年度内に育児休業から復帰した場合を含む。）（転園を希望する場合を除く。）	23	
3	ひとり親家庭 (右の項目からどちらかひとつを選択)	ひとり親家庭（配偶者のいない男子又は女子である者及びその子以外の同居人がいない世帯をいう。）	20	
		上記以外のひとり親家庭	10	
4	経済的な自立に資する場合 (右の項目からどちらかひとつを選択)	生活保護受給世帯(保護者が就労している または 就労予定 に限る)	20	
		生計中心者が申請日から過去1年以内に失業し、申込時点で求職中かつ 他方の保護者が住民税非課税	20	
5	申込児童の障害	当該申込児童が身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されていて、かつ、当該児童へ保育を提供するに当たり特別な配慮が必要な場合であり、当該児童を受け入れることができる保育所等を希望する場合	20	
6	保育所等を利用する児童の兄弟姉妹 (右の項目からどちらかひとつを選択)	申込児童の兄弟姉妹が利用している以外の保育所等(市内に限る)の利用調整をする場合	20	
		申込児童の兄弟姉妹が利用している保育所等の利用調整をする場合	30	
7	兄弟姉妹の同時申込み	保育所等を利用していない兄弟姉妹同士が同一の保育所等を希望する場合（保育を必要とする事由が求職中である場合を除く。）	4	
8	保育所等で就労する保育士等	保護者が本市に所在する保育所等で保育士、保育教諭又は幼稚園教諭(以下「保育士等」という。)として月120時間以上の就労中(就労予定(育児休業から復帰する場合を含む。))を含む。)である場合(転園を除く。)	30	
		保護者が本市に所在する保育所等で看護師、栄養士、調理員又は保健師として月60時間以上の就労中(就労予定(育児休業から復帰する場合を含む。))を含む。)である場合又は保育士等として月60時間以上120時間未満の就労中(就労予定(育児休業から復帰する場合を含む。))を含む。)である場合(転園を希望する場合を除く。)	5	
9	申込児童の状況について (右の項目からいずれかひとつを選択)	認可外施設・親戚等に預けている場合	1	
		市外の保育所等を利用している場合	1	
		市内の保育所等を利用中で他の保育所等を希望する場合	5	
10	過去の利用者負担額の納付状況	保護者が3箇月分以上正当な理由な利用者負担額または給食費を滞納している場合	-5	

※該当する項目すべての指数を合計

調整指数 B 点

3. 基本点数と調整指数を合計します。

合計点 A+B 点

●基本点数と調整指数の合計点が同点となった場合の順位

1 当該保育所等の希望順位

↓ 同順位の場合

2 当該申込児童の祖父母の状況(次の表による算定点数が高い順)

項目	細目	判定点	父方		母方	
			祖父	祖母	祖父	祖母
死亡・行方不明・拘禁等		7				
上記以外の場合は次の各項目からひとつずつ選択						
居住地 (右の項目からひとつだけ選択)	市外在住	3				
	市内在住(旧市町村域外)	2				
	市内在住(旧市町村域内)	1				
	同居	0				
年齢 (右の項目からひとつだけ選択)	65歳以上	1				
	65歳未満	0				
状況 (右の項目からひとつだけ選択)	就労(被雇用)・災害復旧	3				
	自営・疾病・障害・介護	2				
	内職・農業	1				
	無職	0				
該当する項目の判定点の計(※ひとりにつき最大7点)		計				

4人の合計点

祖父、祖母それぞれに居住地、年齢、状況の判定点を算出。合計点の高い順とする。

↓ さらに同順位の場合

3 保護者が保育を必要とする理由の優先順位

- ①災害 ②就労 ③疾病 ④妊娠・出産 ⑤介護・看護 ⑥就学 ⑦求職中 ⑧育児休業